

人格権の侵害について

不当な差別的言動がいかなる人格権を侵害しているかを特定するため、以下に主な人格権の侵害についてまとめた。概要に記した定義や要件の具体的な適用について、資料 4 から 7 で審議をいただきたい。

主なもの	概要
名誉毀損 （名誉権の侵害）	<p>特定の個人の社会的評価（人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価¹）を低下させる事実の摘示又は意見・論評の表明であって、読者が当該個人（社会的に認知されているハンドルネーム等を含む²。）を同定できるものをいう³。原則として違法であるが、次の要件をすべて満たす場合、違法性が阻却される。</p> <p>i) 事実を摘示する場合⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その行為が公共の利害に関する事実に係ること ・専ら公益を図る目的であること ・摘示された事実がその重要な部分について真実であること（発信者に真実と信ずる相当の理由があること） <p>ii) 具体的な事実を基礎とした意見・論評を表明する場合⁵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の要件（真実性・相当性の法理）を満たしていること ・人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱したものでないこと（公正な論評の法理） <p>なお、事実の摘示とは「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するもの」をいい、意見・論評とは「証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議など」をいう⁶。</p>
名誉感情の侵害	<p>特定の個人の自尊心やプライド（人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価⁷）を傷つける侮辱表現であって、社会通念上許される限度を超えるものをいう⁸。なお、侵害されているのは社会的評価ではなく、自尊心やプライドという主観的な評価であるため、読者に当該個人が同定される必要までではない⁹。</p>
プライバシーの侵害	<p>特定の個人の私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利、具体的には以下の要件¹⁰を満たす事実の意に反する公開であって、読者が当該個人（社会的に認知されているハンドルネーム等を含む。）を同定できるものをいう。違法性の判断にあたっては、当該事実を公表されない法的利益と公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうかにより判断される¹¹。</p> <p>i) 私事性：私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることから</p> <p>ii) 秘匿性：一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることから</p> <p>iii) 非公知性：一般の人々にいまだ知られていないことから （なお、一部の人々に知られていることをもってただちに非公知性が否定されるものではない¹²。）</p>
私生活の平穏の侵害	<p>「平穏な生活を営む権利」などとも呼称される、特定の個人の私生活の平穏の侵害であって、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせるものをいう¹³。</p>